

受付印		令和 年 月 日		所管	業種目	概況書	要否	別表等	青色申告		一連番号							
税務署長殿				通算グループ整理番号					整理番号									
納税地		電話() -		通算親法人整理番号					事業年度(至)		年 月 日							
(フリガナ)				法人区分		普通法人 特定の医療法人 人を除く、一般社団法人 又は人会員のない桂組等 又は人会員のない桂組等			左記以外の公益法人 等、協同組合等又は 特定の医療法人		兆 十億 百万							
法人名				事業種目					売上金額									
法人番号				期末現在の資本金の額又は出資金の額		円			非専小法人		申告年月日		年 月 日					
(フリガナ)				同上が一億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの					通信日付印		確認		府指定		局指定		指導等	
代表者				同非区分		特 定	同族会社	同族会社	年月日								区分	
代表者住所				旧納税地及び 旧法人名等					申告区分									
				添付書類		貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金処分表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書			法人税		申 前	期限後	修 正	地 方	法人税	申 前	期限後	修 正

令和 年 月 日 事業年度分の法人税
課税事業年度分の地方法人税

令和 年 月 日 (中間申告の場合
の計算期間) 令和
令和

申告書

四
日

適用額明細書
提出の有無

税理士法第33条

この申告書による法人税額の計算	所得金額又は欠損金額(別表四「52の①」)	1	十億 百万 千 円		控除税額の計算	所得税の額(別表六(一)「6の③」)	16	十億 百万 千 円
	法人税額(48)+(49)+(50)	2				外国税額(別表六(二)「23」)	17	
	法人税額の特別控除額(別表六(六)「5」)	3				計(16)+(17)	18	
	税額控除超過額相当額等の加算額	4				控除した金額(12)	19	
	利子税額(課税土地譲渡益金額(別表三(二)「24」)+(別表三(二)「25」)+(別表三(三)「20」))	5	0 0 0			控除しきれなかった金額(18)-(19)	20	
	地盤譲渡金同上に対する税額(62)+(63)+(64)	6				所得税額等の還付額(20)	21	
	留保課税留保金額(別表三(一)「4」)	7	0 0 0			中間納付額(14)-(13)	22	
	同上に対する税額(別表三(一)「8」)	8				欠損金の繰戻しによる還付請求税額	23	外
	法人税額計(2)-(3)+(4)+(6)+(8)	9	0 0			計(21)+(22)+(23)	24	外
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額(別表六(五)「7」)+(別表七(三)「3」)	10						
この申告書による地方法人税額の計算	仮装経理に基づく过大申告の更正に伴う控除法人税額	11			この申告が修正申告である場合のこの申告により納付すべき法人税額又は減少する還付請求税額(57)	25	外	0 0
	控除税額(((9)-(10)-(11))と(18)のうち少ない金額)	12				欠損金等の当期控除額(別表七(一)「4の計」)+(別表七(三)「9」若しくは21又は別表七(四)「10」)	26	
	差引所得に対する法人税額(9)-(10)-(11)-(12)	13	0 0			翌期へ繰り越す欠損金額(別表七(一)「5の合計」)	27	
	中間申告分の法人税額	14	0 0			外国税額の還付額(67)	41	
	差引確定(中間申告の場合はその法人税額とし、マイナス(13)-(14)の場合(22)へ記入)	15	0 0			中間納付額(39)-(38)	42	
	課税標準法人税額(2)(3)+(4)+(6)+(9の外書)+((別表六(二)「付表六(7)の計」)+(別表六(三)「9の計」)+(別表六(四)「10の計」))	28				計(41)+(42)	43	外
	課税留保金額に対する法人税額(8)	29						
	課税標準法人税額人算(28)+(29)	30	0 0 0					
	地方法人税額(53)	31						
	税額控除超過額相当額の加算額(別表六(二)付表六(14の計))	32						
この申告書による地方法人税額の計算	課税留保金額に係る地方法人税額(54)	33						
	所得地方法人税額(31)+(32)+(33)	34			この申告が修正申告である場合のこの申告により納付すべき地方法人税額(61)	44	外	0 0
	分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額(別表六(五)「8」)+(別表七(三)「4」若しくは21又は別表七(四)「10」)	35				剩余金・利益の配当(剩余金の分配)の金額		
	仮装経理に基づく过大申告の更正に伴う控除地方法人税額	36				残余財産の最令和年月日		
	外国税額の控除額(((44)-(35)-(36))と(6)のうち少ない金額)	37				後の分配又は引渡しの日		
	差引地方法人税額(34)-(35)-(36)-(37)	38	0 0			決算確定の日		
	中間申告分の地方法人税額	39	0 0			銀行本店・支店		
	差引確定(中間申告の場合はその地方法人税額とし、マイナス(38)-(39)の場合(42)へ記入)	40	0 0			金庫・組合出張所		
						農協・漁協本所・支所		
						郵便局名等		
						口座番号	ゆうちょ銀行の貯金記号番号	-
						※税務署処理欄		

--	--	--	--	--

税 理 士 署 名	
--------------	--